

財務省告示第百八十七号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を
 買入消却した
 のので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成十八年四月二十一日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国債券（変 動・十年）	第二回	五百八十二億 三十四 万八千二百 三十四 円	九千四百一 十八億 九千四百一 十八 万四千五百 十六 円
"	第四回	三十億七千三百 六十五 万七千三百 六十五 円	三十億三千三 百七十七 万七千三百 六十五 円
"	第六回	六億九千七百 八十二 万八千七百 八十二 円	六億九千七百 八十二 万九千七百 八十二 円
"	第八回	七億八千七百 七十五 万八千七百 七十五 円	七億九千七百 七十五 万八千七百 七十五 円
"	第十回	二十四億九 千四百四 万九千九 百九十九 円	二十二億四千 八百八十八 万四千八百 八十八 円

合 計	”
	第 十 二 回
九千九 百三十八 億	六 億 三 千 九 百 六 十 萬 五 千 九 百 三 十 八 圓
二千三百 九十二萬 九千九百 三十九圓	六 億 九 千 九 百 三 十 九 萬 九 千 七 百 四 十 二 圓